

別紙

マイナンバー制度導入に伴い、やむを得ず住所地以外で通知カードを受け取る場合の居所情報登録に関する御依頼

今年10月からマイナンバーが通知されますが、やむを得ず住民票の住所地以外で通知カードを受け取る場合には、次のとおり手続きが必要になります。

については、お忙しい中恐縮に存じますが、医療機関の入院患者、施設等の入所者や入居者、関係者への周知等について、よろしく願いいたします。

なお、制度や手続き等の詳細は、各市区町村窓口にお問い合わせください。

【通知カードとは】

マイナンバー制度の導入にともない、国民のみなさま一人ひとりのマイナンバーをお知らせするカードです。

平成27年10月から11月末（予定※）までに順次、転送不要の簡易書留で「住民票のある住所地」に世帯ごとにまとめて送付されます。※変更になる可能性があります。

そのため、やむを得ない事情で住民票のある住所地以外に住んでいる方はその場所を「居所」として登録する必要があります。

【申請が必要な方】以下の方が申請対象者として想定されています。

- ①一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方
- ②DV・ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ③東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方

※世帯ごとにまとめて送付されるため、住民票のある住所地に他の世帯員が居住している場合は登録の必要はありません。

※「転送不要」として送付されるため、転送サービスは利用できません。

登録対象者に該当するか等、詳しくは市区町村にお問い合わせください。

【登録期間】

平成27年8月24日～9月25日

【登録申請方法】

「居所情報登録申請書」を以下の添付書類とともに、住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。

- 添付書類
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証等）
 - ・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書等）
 - ・代理人の代理権を証明する書類（委任状等）
 - ・代理人の本人確認書類（運転免許証等）

(申請日) 平成 年 月 日

_____ (市長・区長・町長・村長) 殿

※住民票のある市区町村名を記入してください

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所（現に居住する住民票の住所地以外の地）について、下記のとおり登録申請します。

記

1 居所情報登録を行う者の情報

| | | |
|-----------------------|--|---|
| ふりがな 氏名 | | 印 |
| 生年月日 | | 年 月 日 |
| 住民票の住所 | | 〒 — |
| 通知カードの送付先 (居所の所在地) | | 〒 — |
| 連絡先 | | 電話番号 () — 携帯電話 — — (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください) |
| 代理人※ | 代理人の種類 <small>該当するものに○を付けてください。</small> | 法定代理人 ・ 任意代理人 |
| | ふりがな 氏名 | 印 |
| | 住所 | 〒 — |
| | 連絡先 | 電話番号 () — 携帯電話 — — (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください) |

※ 代理人が本人に代わり申請する場合に記載してください。



2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由

(該当する項目にチェックを付けてください。)

東日本大震災により被災し、住所地以外の地へ避難しているため

避難元の市区町村や都道府県、避難先の市区町村や都道府県等の関係行政機関が行っている避難者への情報提供のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することに同意する場合、チェック欄にチェックを付けてください。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動しているため

平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため

その他（具体的な状況を下の理由記載欄に記載してください。）

理由記載欄

備考欄

**8月24日～9月25日までに（持参又は必着）
お早めに住民票がある市区町村へ持参又は郵送してください**

医療機関・施設等向け記入欄

上記の者は当医療機関・施設等に長期間入院・入所している又はする見込みである。

平成27年 月 日 医療機関・施設等名 担当

※ 本欄は、医療機関・施設等に長期間入院・入所していること又はする見込みであることを当該医療機関・施設等が記入する欄です。

【注意事項】

- 申請者1人ごとに1枚申請書を記載してください。
- 15歳未満の方や法定代理人がいる方は、保護者や法定代理人の方が申請してください。
なお、15歳以上の未成年の方は、本人が申請することも可能です。
- 申請書の偽造や、なりすまし等により不正に通知カードを取得した場合は、法律の規定により罰せられます。
- 記入漏れがある場合、申請を受け付けることはできませんので、居所情報登録を行う者に係る情報については全項目、住所地において通知カードの送付を受けることができない理由については該当項目に必ず回答してください。
- 申請に不備がある場合などの理由により、申請を受け付けることができない場合は、市区町村から連絡があります。
- 申請書の提出の際には、次の書類を必ず添付してください。
 - ・ 居所情報登録を行う者の本人確認書類
 - ・ 居所情報登録を行う者が居所に居住していることを証する書類
(代理人が申請する場合は、さらに次の書類を合わせて添付してください。)
 - ・ 代理人の代理権を証明する書類
 - ・ 代理人の本人確認書類

<添付書類の具体例>

(居所情報登録を行う者の本人確認書類)

A 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等のうち1点。

※最新の住所等が裏書きされている場合には、裏面のコピーも提出してください。

B Aをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校が発行した在学証明書、預金通帳、医療受給者証等市区町村長が適当と認める書類のうち2点。(氏名と生年月日又は住所が記載されているものに限りです。)

(居所に居住していることを証する書類)

賃貸借契約書、権利書、医療機関・施設等が発行する入院・入所を証明する書類(入所契約書等)、公共料金の領収書その他居所に居住していることを確認するために市町村長が適当と認める書類。

本人と法定代理人が同一の住居に居住しているときには、法定代理人が居所に居住していることを証する書類をもって、本人が居所に居住していることを証する書類としても可。

(代理人の代理権を証明する書類)

A 代理人が法定代理人である場合
戸籍謄本その他その資格を証明する書類。

B 代理人が法定代理人以外の場合
委任状など本人の委任の事実を確認するに足る書類。

(代理人の本人確認書類)

申請者の本人確認書類と同じ。

- 申請書を郵送する場合の提出先は、住民票のある市区町村（政令指定都市の場合は区役所）の通知カード担当課あてとし、封筒の表面に「居所情報登録申請書 在中」と朱書きしてください。なお、住民票が政令指定都市にある方については「〇〇市〇〇区役所 通知カード担当課」あてに送付してください。
（送付先の記載例）
〇〇市△△×丁目×番×号 〇〇市役所通知カード担当課 あて
「居所情報登録申請書 在中」
- 提出された書類はいかなる場合であっても返戻しません（居所情報の登録終了後、各市区町村において適切に破棄します。）。
- 居所情報の登録申請後、状況が変わり居所に通知カードを送付する必要がなくなった場合は、本様式の備考欄にその旨を記載し、「1 居所情報登録を行う者の情報」に必要事項を記入した上で、居所情報の登録申請を行った際の本人確認書類を添付して、居所情報登録を行った市区町村に提出してください。

【留意事項】

- 番号利用法施行日（本年10月5日）前に現在お住まいの場所（居所）の市区町村に転入をしていただければ、そこに通知カードが送付されるようになりますので、ご検討をお願いします。
（DV等被害者の方は、転入した市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。申出により「DV等支援対象者」となった場合には、ご自身の転入先の新しい住所について、加害者が「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の写しの交付」の請求によって知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。）
- ※ DV等被害者の運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を加害者などの第三者が保有している可能性がある場合には、第三者による「なりすまし」のおそれがありますので、現在お住まいの場所（居所）の市区町村への転入とDV等支援措置の申出をご検討ください。詳しくは、お近くの市区町村にお問合せください。
- 東日本大震災の被災者、DV等被害者については、今お住まいの場所（居所）のある市区町村に出向き、個人番号カードの交付申請を行うことで、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取ることができます。詳しくは、住民票のある市区町村にお問合せください。

記載例（表面）

（申請日） 平成 27 年〇月〇日

〇〇〇〇 （市長・区長・町長・村長） 殿

※住民票のある市区町村名を記入してください

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所（現に居住する住民票の住所地以外の地）について、下記のとおり登録申請します。

記

1 居所情報登録を行う者の情報

| | | |
|-----------------------|--|--|
| ふりがな 氏名 | ばんごう はなこ | |
| | 番号 花子 | 印 |
| 生年月日 | 平成元年 3月 31日 | |
| 住民票の住所 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号 〇〇集合住宅〇〇〇号室 | |
| 通知カードの送付先 (居所の所在地) | 〒△△△-△△△△ △△県▽▽市△△町◇丁目〇番地□□号 ▲▲集合住宅〇〇〇号室 | |
| 連絡先 | 電話番号 (1234) 56 - 7890 携帯電話 123 - 1234 - 1234 (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください) | |
| 代理人※ | 代理人の種類 <small>該当するものに○を付けてください。</small> | 法定代理人 ・ 任意代理人 |
| | ふりがな 氏名 | だいにんにん はなこ 代理人 花子 印 |
| | 住所 | 〒△△△-△△△△ △△県▽▽市△△町◇丁目〇番地▽▽号 ■■集合住宅〇〇〇号室 |
| | 連絡先 | 電話番号 (0123) 45 - 6789 携帯電話 987 - 9876 - 9876 (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください) |

記載例（裏面）

2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由

（該当する項目にチェックを付けてください） 裏面へ

東日本大震災により被災し、住所地以外へ避難しているため。

避難元の市区町村や都道府県、避難先の市区町村や都道府県等の関係行政機関が行っている避難者への情報提供のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することに同意する場合、チェック欄にチェックを付けてください。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動しているため

平成 27 年 10 月 5 日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため

その他（具体的な状況を下の理由記載欄に記載してください。）

理由記載欄

備考欄

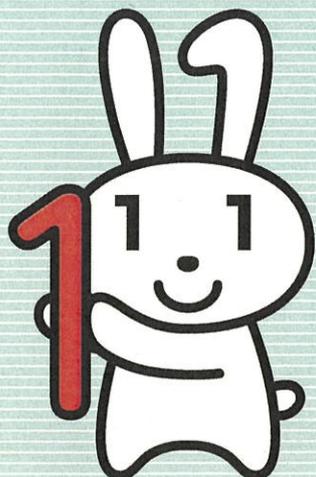
8月24日～9月25日までに（持参又は必着）
お早めに住民票がある市区町村へ持参又は郵送してください

医療機関・施設等向け記入欄

上記の者は当医療機関・施設等に長期間入院・入所している又はする見込みである。

平成 27 年 月 日 医療機関・施設等名 担当

※ 本欄は、医療機関・施設等に長期間入院・入所していること又はする見込みであることを当該医療機関・施設等が記入する欄です。



マイナちゃん

平成27年10月5日

マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

登録は
お早めに

8月24日～9月25日 (持参
又は
必着)

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

Point

※申請が必要な方

東日本大震災による被災者で
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] **0570-20-0178**
もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

9:30~17:30
(土日祝日
年末年始を除く)

 **総務省**
Ministry of Internal Affairs and Communications



住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)、
相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。

表面

裏面

Step 1 氏名、住民票の住所、
居所の所在地、連絡先などを記入

Step 2 やむを得ない理由などの情報を記入

<提出書類>

申請書

<添付書類>

申請者の本人確認書類(運転免許証など)

居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕

代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕



マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。

※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー(個人番号)が簡易書留で通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが簡易書留で送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん



平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178 (マイナちゃん)